



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

4

2021

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。

花便りが各地から聞こえてくる季節となりました。

新しい生活が実り多きものになりますようお祈りいたしております。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 改正情報

### 4月からの消費税の総額表示義務化

4月1日から商品やサービスの価格表示が消費税額分を含めた総額表示方式に切り替わりました。2014年4月と19年10月の二度にわたる消費税率引き上げに伴う事務負担などへの配慮から、税抜価格のみの表示が特例として認められてきましたが、4月以降は店頭での表示のほか、チラシやカタログ、広告など表示媒体を問わず、総額表示が義務化されます。

消費者がモノやサービスを購入する際、一目で消費税額を含む価格がわかり比較が容易にできるとして、消費税法に基づき総額表示義務は2004年4月から導入されました。一方で、税率为5%から8%、10%へ2段階にわけて引き上げることになり、値札張り替えなどの事業者側の事務負担に配慮する観点から、2013年に成立した転嫁対策特別措置法に基づき、税抜価格のみの表示を認める特例が設けられていました。

新型コロナウイルス感染拡大による経済停滞を受け、値札変更などの負担が増える事業者から総額表示義務の先送りを求める声もありましたが、昨年の税制改正論議では、消費者の利便性向上に資するとして採用されませんでした。

総額表示として認められる表示を例に挙げると、「1100円」「1100円（税込）」「1100円（うち消費税額100円）」など。「税込価格である旨」の表示は不要で、税抜価格や消費税額などが併記されていてもかまわないとのこと。ただ、文字の大きさや文字間の余白などで総額表示が明瞭であることが求められます。

財務省によると、適用税率が異なるテイクアウトと店内飲食の両方がある飲食店の場合は、どちらか片方のみの税込価格を表示する方法も認められています。ただし、店内飲食だと税率が高くなることを明示せずに、消費者に店内飲食が実際よりも安いと誤認を与える場合は、景品表示法違反にあたる恐れがあるとしています。

## コラム

### 事業用不動産を売却した場合の消費税の注意点！

不動産の売却はその対価が多額になることから、消費税の負担への影響が大きくなります。土地・建物を売却した場合、建物は消費税の課税対象ですが、土地は非課税となっています。ただし、自宅などの非業務用の建物は、たとえ課税事業者であっても、消費税は課税されません。問題となるのは、貸家やアパート、店舗などの建物である事業用不動産の売却ですが、ここでも消費税が課税されるのは課税事業者のみとなります。